

(留学生、事業修習生等の届出)

## 租税条約に関する住民税の届出書

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条に基づき次のとおり届け出ます。

令和\_\_年\_\_月\_\_日

三戸町長 殿

住民税の免除を受ける者	氏 名			
	住所(居所)			
	生 年 月 日	年 月 日	国 籍	
	入国年月日	年 月 日	在留資格	
	在 留 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	入国前の住所			
在籍する学校、 訓練を受ける 事業所等	名 称			
	所 在 地			
租税条約の規定 に基づく所得税 の免除について	所得税については、日本国と_____との間の租税条約 第__条第__項により、租税条約に関する届出書を_____年__月__日 に税務署に提出して免除を受けています。			
免税となる所得	支 払 者 名 称			
	支 払 者 所 在 地			
	契 約 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	所 得 の 種 類		支 払 金 額	月 額
	支 払 方 法		支 払 期 日	
その他参考となるべき事項				

添付書類

・租税条約に関する届出書(税務署の受付印があるもの)

※ 本届出書は、租税条約の対象期間中の所得について、毎年3月20日までに提出が必要です。